

新型コロナウイルス感染症の対策を行っている 病院・診療所の管理者様



下記の場合、**事後でも変更の許可や届出が必要**です！

新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて(令和2年2月16日
厚生労働省医政局総務課・厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

○届出を行っていない場所を、診療用に使用する場合。

○届出を行った場所であっても、建物の改築や届出た用途以外での
使用、敷地内に設置したテント等で医療行為を行う場合。

(例)

- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者を、それ以外の患者と分けるため、新たに診察を行うための場所を設けた。
- ・PCR検査用の検体採取(鼻咽頭拭い液・唾液など)を行うための場所を新たに設けた。
- ・患者導線を分けるため、医療機関内を工事し、壁を設置した。
- ・部屋の使用用途を会議室と届出た場所で、診察や検体採取している。
- ・敷地内へ簡易テントを設置し、診察や検体採取している。
- ・敷地内駐車場を利用し、ドライブスルー方式で検体採取している。



○変更の申請や届出が必要なときは？

⇒開設者(管理者)の住所・氏名、診療科目、建物の構造設備概要・平面図、
定款などを変更するとき。

変更許可：医療法第7条第2項、同法施行規則第1条の14第3項

変更届：医療法施行令第4条第1,3項、第4条の2第2項、同法施行規則第1条の14第4項



※変更の手続きやその他不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境G 医療法担当：嘉陽・赤嶺
所在地：那覇市与儀1丁目3番21号 TEL：098-853-7963 FAX：098-853-7965